

令和3年1月18日（月曜）長崎新聞

## 遺体の歯型による身元確認



回答者

山下 裕美

長崎市坂本1丁目  
長崎大生命医学域  
(歯学系)  
歯科法医学分野助教

【答】突然の災害や事故、火災などに巻き込まれたり、一人暮らしで誰にも気付かれずに亡くなったりした場合、身内でさえも本人かどうかの確認が難しいことがあります。そこで、指紋やDNA型、そして歯型を用いて、ご遺体の身元を特定することになります。

「歯型」には血液型のようにな決まった「型」があるわけではありません。しかし、大人の場合、32本ある一本一本の歯の状態は、10以上のカテゴリ（健康な歯、白い詰め物、金属の詰め物・被せ物、入れ歯など）に分類することができます。

よって、歯型を基にした所

歯と口の健康に関する質問を受け付けます。県歯科医師会の先生方が回答します（直接本人に回答はしません）。症状などを分かりやすくまとめ、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新規生活文化部「お口の相談室」に送ってください。県歯科医師会のホームページは「8020ながさき」で検索できます。

質問をどうぞ

【問い合わせ】先日、新聞記事に「歯型で身元が判明した」とありました。歯型から、どうやって身元が分かるのでしょうか。（長崎市、21歳女性）

## おくちの 相談室

【答】突然の災害や事故、火災などに巻き込まれたり、一人暮らしで誰にも気付かれずに亡くなったりした場合、身内でさえも本人かどうかの確認が難しいことがあります。そこで、指紋やDNA型、そして歯型を用いて、ご遺体の身元を特定することになります。

この診療録は、決められた期間保存しなければならないと定められており、受診した歯科医院に大切に保管されています。そして、この仕事は、警察署から依頼を受けた歯科医師（大学の法医学や歯科法医学教室に在籍する歯科医師を含む）が行います。

昨年、噴火から30年を迎えた雲仙・普賢岳の火碎流災害では、43人の犠牲者のうち23人が、歯科医師による歯科所見を用いた個人識別で身元が特定されました。また、東日本大震災では約8750体ものご遺体の歯科所見を探して、照合に貢献したこと�이 있습니다。

# 生前のカルテと照合

見（歯科所見）を用いて、ご遺体のお口の中から一本一本の歯の状態を採取し、生前に歯科受診した際に作成された

診療録（カルテ）と照らし合わせ、同一人物であるか否か

を判定することができます。